

公文書部分開示決定通知書

265-1936
平成22年11月11日

様

宮崎県知事 東国原 英夫



平成22年8月31日付けで開示請求のあった公文書については、宮崎県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定したので通知します。

1 公文書の名称	平成22年度口蹄疫に関する県発表一例目と6例目に関する一切の文書。口蹄疫判明前も含む通報等の電話聞き取り、苦情処理簿勤務日誌、出張記録、検査記録に類する物等一切の文書。宮崎家保及び畜産課の分。	
2 開示の日時及び場所	日時	平成22年11月12日 午前 3時00分 午後
	場所	宮崎県庁本館1階 県民情報センター 電話(0985)26-7005
3 公文書の一部について開示をしない理由	宮崎県情報公開条例第7条第2号に該当農場主等の氏名、住所、電話番号等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
4 担当部局	宮崎県農政水産部畜産課 衛生防疫担当 電話(0985)26-7139 内線2717	
5 備考	$\begin{aligned} \text{カラー} & 2 \times 50 = 100 \\ \text{白黒} & 27 \times 10 = 270 \\ & \text{770-} \end{aligned}$	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

(注) 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部局に連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

12/17 再開示